

平成21年度第2回尼崎市社会保障審議会会議録

1 日時

平成22年3月29日(月)午後2時30分～午後3時45分

2 場所

尼崎市役所市議会棟議員総会室

3 出席者

(委員) 上野委員、岡田(進)委員、岡田(真)委員、鬼塚委員、加藤委員、小西委員、小柳委員、佐瀬委員、鈴木委員、田邊委員、土田委員、永井委員、中谷委員、野村(恭)委員、波多委員、花熊委員、濱名(浩)委員、濱名(美)委員、藤井(克)委員、松岡委員、松原委員、真鍋委員、渡辺委員

(市関係者等) 健康福祉局長、こども青少年局長、健康福祉局参与(福祉担当)、健康福祉局参与(保健衛生担当)、福祉事務所長、こども青少年局参与、福祉課長、障害福祉課長、高齢介護課長、介護保険事業担当課長、生活保護管理担当課長、生活支援相談担当課長、保健企画課長、健康増進課長、社会福祉協議会事務局長

4 次第

(事務局)

現在の出席委員は、37人中23人でございます。

尼崎市社会保障審議会規則第4条第1項に規定により、会議の定則数は半数とさせていただきますので、会議は成立しております。

なお、本日の傍聴人は、0人でございます。

開会にあたりまして、委員長よりご挨拶をいただきます。

(委員長)

ご存知のように、中核市に移行しまして社会保障審議会の編成が変わりました。運営方式も変わって、専門分科会にて意思決定するという方式になりました。それに伴い、このように全体でお集まりいただくのが年1回または2回となり、審議会の役割も全体で共通認識を持っていただく、あるいは、各分科会で決められたことの説明をいただくというものになっております。それでは、報告に移りたいと思います。

(事務局)

尼崎市社会保障審議会規則第3条第1項に基づき、以後の議事進行につきましては、松原委員長にお願いしたいと思います。

なお、先ほどの委員長のご挨拶にもございましたが、本日報告させていただきます「尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(後期計画)」、「尼崎市障害者計画・障害福祉計画(第2期)」をはじめ、各専門分科会における報告内容につきましては、それぞれ専門分科会において決議を受けております。

規則第5条5項の、「専門分科会の決議をもって審議会の決議とする」との規定に基づき、社会保障審議会の決議を受けた内容の報告であり、審議いただくものではないということをご確認させていただきます。

<次第1> 委員紹介

(事務局)

4月20日開催の平成21年度第1回尼崎市社会保障審議会以降、新たに委員となった方の紹介を行った。

<次第2> 平成21年度専門分科会における調査審議の内容の報告について

(委員長)

これより報告に移りますが、ご質問等につきましては、次第の全ての報告が終わってからにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(委員長)

それでは、平成21年度専門分科会における調査審議の内容の報告に移ります。尼崎市が中核市へ移行したことに伴い、今年度より、5つの専門分科会がそれぞれ決議権を持ち、調査審議を進めていただいております。調査審議内容の報告は、各専門分科会の事務局からお願いします。

それでは、地域福祉専門分科会の報告からお願いします。

(事務局)

次期あまがさきし地域福祉計画策定の取り組み状況についてご説明申し上げます。

平成17年に策定しました地域福祉計画は、その計画期間を5年としておりましたので、今年度、次期計画の策定作業に取り組んでまいりました。

まず、平成21年6月5日に開催いたしました第1回地域福祉専門分科会では、会長・副会長を選出し、また、市長からあまがさきし地域福祉計画改訂の諮問を受けました。計画の策定を進めていくにあたりましては、専門分科会の下に計画策定部会を設置し、具体的な策定事務を効率的に進めていくことといたしました。計画策定部会は、地域福祉専門分科会委員6名と公募市民で構成している地域福祉推進会議の委員等4名の計10名の委員で構成しております。

また、それ以外にも庁内推進会議・地域福祉推進会議等を開催し、今後取り組みが必要な点の議論を進めて参りました。平成21年8月24日に計画策定部会の第1回目を、9月29日に第2回目を開催し、主にあまがさきし地域福祉計画の検証と評価等についてご審議等を頂きました。内容について少し申し上げますと、例えば、モデル事業として実施しました小田地区の潮江社会福祉連絡協議会の子どもの見守り活動や園田地区の園和社会福祉連絡協議会の地域防災活動につきましては、それぞれのモデル地区の活動自体の取り組みは進みましたが、モデル事業と同様な、継続的な取り組みが他の地区にもどんどん広まっているとは言い難い面があります。様々な福祉活動に取り組んでいただいている地域がある一方で、日ごろの活動に十分に組み合っていない地区では、モデル事業のような取り組みを実施し、進めることが難しいなど、地域特性がそれぞれ異なり、地域ごとの活動に濃淡がある中での地域福祉活動への取り組み、推進が引き続き課題としてございました。

地域福祉計画では、誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指して、権利擁護ネットワークの構築や先ほど申しました地域福祉活動にかかるモデル事業に重点的に取り組んでまいりましたが、それぞれの項目や内容により、一定進んだ部分・十分に進んでいない部分などがござ

います。今後も、市民・事業者・行政等の協働により、引き続き取り組んでいく必要がある状況でございます。

今年度、平成 22 年度以降の次期計画の策定を進めて参りましたが、策定作業を進める中で、尼崎市における地域福祉をより推進していくためには、推進にかかる体制や方策等について、現計画期間の状況を踏まえ、事務局で整理、検討等を一定行うこととしたため、当初予定していた平成 21 年度末までの策定期間を延長し、平成 22 年度も引き続き作業を進めることとしております。

(委員長)

ありがとうございました。

続きまして、児童専門分科会の報告をお願いします。

(事務局)

少子化が問題になっている中、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、より子育てしやすいまちを目指して平成 17 年 3 月に次世代育成支援対策推進行動計画前期計画を策定しました。前期計画の計画期間満了を迎え、国によるワークライフバランスの推進や児童福祉法改正により地域の全ての子どもを対象とした支援、また児童虐待・不登校・いじめなど子どもを取り巻く社会環境が大きく変化しており、子どもの人権を尊重することを基本として子どもの育ちを地域社会全体で支えるため、子どもに関する施策の総合的かつ計画的な推進及び子どもの育ちを支える仕組みを盛り込んだ「尼崎市子どもの育ち支援条例」と整合性を図りつつ、次世代育成支援対策推進行動計画後期計画を策定について進めてまいりました。

計画策定の経過については、昨年度にニーズ調査を実施し、5 月 26 日に後期計画策定について社会保障審議会に諮問、児童専門分科会において審議を重ねてまいりました。また市の庁内体制として子ども青少年未来対策本部とも調整しながら検討してまいりました。児童専門分科会と、その下に基本部会・青少年施策のあり方検討部会・在宅子育て支援のあり方検討部会を設け、審議を重ねてまいりました。

児童専門分科会 4 回、基本部会 8 回、青少年施策のあり方検討部会 6 回、在宅子育て支援のあり方検討部会 5 回の計 23 回を開催しました。その中で 9 月 15 日の第 2 回児童専門分科会において、行動計画の骨格案などを示した中間報告を行いました。12 月 22 日の第 3 回児童専門分科会において、行動計画の素案を提示いたしました。2 月 4 日から 24 日までの 21 日間、市民意見公募手続（パブリックコメント）を実施しましたが、市民意見はありませんでした。3 月 19 日の第 4 回児童専門分科会にて答申についてとりまとめ、3 月 15 日に答申が提出されました。

(以下、次世代育成支援対策推進行動計画前期計画の説明を行った。)

進捗管理にあたっては、社会保障審議会児童専門分科会に専門部会を設置し、庁内体制と連携しつつ、平成 26 年度の目標達成に向けたマネジメントサイクルを実施していきます。

(委員長)

ありがとうございました。

続きまして、障害者福祉等専門分科会の報告をお願いします。

(事務局)

障害者福祉等専門分科会の平成 21 年度の調査審議内容について、ご報告申し上げます。障害者福祉

等専門分科会は、昨年4月の中核市移行に伴い、従来から設置されておりました尼崎市障害者福祉等推進協議会を引き継ぐ形で改組したもので、障害者の保健福祉に関する事項の調査審議を行うこととなっております。また、当分科会の下に審査部会を設置し、身体障害者の障害の程度に関すること、障害の程度判定に必要な意見書を作成する医師の指定、自立支援医療の指定医療機関の指定等に関する調査審議を行っております。

旧の推進協議会におきまして、平成19年度から協議を行ってまいりました、尼崎市障害者計画・障害福祉計画(第2期)につきまして、専門分科会に、引き続き諮問を受け、審議を行ってまいりました。審議に当たりましては、旧の推進協議会と同様に、3つの部会を設置して協議を行ってまいりました。また、部会の設置に当たりましては、障害者団体から推薦を頂いております専門分科会の委員が所属する部会以外においても、それぞれの団体から意見がお聞きできるよう、特別委員制度を活用して審議を行ってまいりました。専門分科会としましては、6月10日以後、計3回、部会につきましては、延べ7回の会議を開催いたしますとともに、メールやファックス等を活用して所属する部会以外の項目も含めて、広く委員からご意見を聴取するとともに、市民意見公募(パブリックコメント)の結果などを踏まえまして、3月11日の会議をもちまして、専門分科会としての成案を得たところでございます。

(以下、尼崎市障害者計画・障害福祉計画(第2期)の説明を行った。)

次に、審査部会の審議内容の報告でございます。審査部会では、身体障害の部位に応じて医師会から8名の委員を推薦願い、2か月に1回審査を行っております。身体障害者手帳の障害の程度、手帳の意見書を作成する医師の指定、自立支援医療の医療機関の指定の3項目について、審議を行っております。障害の程度につきましては、国の示す基準に基づき事務方で判断するにあって、疑義があるものについてのみ審査を行っております。そのため、申請件数と審査件数に差がございます。なお、内訳に保留の項目がありますが、これは、審査会で医師の意見書記載内容に不備や不明な点があり、そのままでは判定ができないため再確認となったものでございます。これについては、意見書を作成した医師に再度確認を行った結果、改めて審査にかけるケースと、取り下げになるケースがございます。したがって、保留のうち、次回の審査に回るものがございますので、審査件数には重複して計上されているものがございます。また、手帳の意見書作成医の指定に関して、第5回の審査件数が極端に大きくなってございますが、これは、この4月から肝臓機能障害が新たな項目として追加されることとなりましたことから、新たに医師の指定を行ったものでございます。

(委員長)

ありがとうございました。

続きまして、高齢者保健福祉専門分科会の報告をお願いします。

(事務局)

5月、1月に専門分科会、10月に部会を開催しております。平成21年度が、前年度14回にわたる審議を重ねていただきました第4期の計画期間のスタート年であることをまずご理解いただきたいと思います。

第1回分科会におきましては、前年度懸案となっておりました地域包括支援センターの機能強化を図るため、高齢介護課に社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師の3職種を配置し、地域包括支援

センターとともに機能強化に向けて取り組んでいく姿勢をお示しさせていただきました。10月の部会におきましては、高齢者見守り、アンケート、計画との比較、特別養護老人ホームの市有地の活用について審議いただきました。特別養護老人ホームの市有地の活用につきましては、従前、一般売却が原則でしたが、市内で一定の用地を確保できないということもありましたので、市有地を活用して特別養護老人ホームの整備にあたることをご報告しました。

第2回分科会におきましては、要援護高齢者の見守り、アンケート、計画との比較、来年度の新規事業についてご報告させていただきました。見守りのアンケートでは49,270世帯に配布しました。そのうち42,824世帯から回収し、86.9パーセントの回収率でございます。これは私どもから郵送で差し上げたアンケートのうち、未回収分につきましては民生児童委員の皆様方に回収のご協力をいただいたこともあり、このような高回収率になったものでございます。なお、単身世帯約30,000通、高齢者世帯約18,000通の回収結果としまして、約23,000世帯の方が、牛乳・新聞の配達を受けているかどうかといった情報も含めまして、私の情報を民生児童委員にお示ししていただいて結構ですという情報公開の同意をいただいております。これは今後、尼崎市内の要援護高齢者と民生児童委員の関係が一層深まるものと考えております。

最後になりますが、1月28日に開催した第2回分科会で審議いただきました、来年度の新規事業でございます。高齢者の緊急一時保護事業、これは認知症による徘徊、高齢者虐待等が出た場合に一時的に保護しようという事業でございます。地域高齢者福祉推進活動事業につきましては、従前、記念品を配付していました敬老事業を見直し、それぞれの地域の実情に合った形で高齢者の福祉事業に役立てていただきたいということで事業転換を示したものです。

(委員長)

ありがとうございました。

続きまして、民生委員審査専門分科会の報告をお願いします。

(事務局)

尼崎市の民生委員の数ですが、定数が857名となっております。平成22年4月1日の現員予定は847名で、内訳としましては、男性263名、女性584名となっており、10名の欠員が予定されている状況です。

民生委員の推薦の流れですが、社会福祉連絡協議会単位ごとの推薦準備会で推薦された方が、6地区ごとの地区民生委員推薦会、尼崎市民生委員推薦会を得て選任された方について、市長が社会保障審議会民生委員審査専門分科会の意見を聴いたうえで厚生労働大臣に推薦するという手順になっています。民生委員審査専門分科会は、今年度3回開催しています。これは民生委員の委嘱年月日を4月1日、8月1日、12月1日としておりますことから、委嘱年月日の事前に開催させていただいております。第1回目は、民生委員児童委員候補者の適否の審査に係る審査の方針についてご審議いただきました。解嘱の同意は6名、新任の審査は5名についてご審議いただき、市長に答申をいただきました。第2回、第3回についてもそれぞれ資料に記載の内容で開催しました。

(委員長)

ありがとうございました。

以上で、平成21年度専門分科会における調査審議内容の報告を終了します。

<次第3> 平成22年度各専門分科会のスケジュール等について

(委員長)

続きまして、平成22年度各専門分科会のスケジュール等に移ります。説明は、各専門分科会事務局よりお願いします。

(事務局)

地域福祉専門分科会におきましては、平成22年度も引き続き地域福祉計画の策定作業を進めていく予定です。現在のところ、地域福祉専門分科会を2回、計画策定部会を5回開催する予定です。

児童専門分科会におきましては、次世代育成支援対策推進行動計画の推進と進行管理を実施していきます。児童専門分科会の開催は2回を予定しています。また、進行管理部会を設けて、12回の開催を予定しています。

障害者福祉等専門分科会におきましては、2回の開催を予定しています。平成23年度が第2期の計画を改訂し、第3期の計画を策定しますが、国の動きによりまして、時期等は未定です。審査部会では引き続きまして、年6回の開催を予定しています。

高齢者保健福祉専門分科会におきましては、平成22年度は第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中間年にあたります。専門分科会を2回、専門部会を2回開催する予定です。なお、会議では、介護保険事業の進捗状況、現在集約しておりますアンケート調査の集約結果報告、新規事業の進捗状況も併せてご報告させていただきたいと考えています。

民生委員審査専門分科会におきましては、平成22年度は民生委員の一斉改選の年にあたります。民生委員の任期は3年となっており、全ての方の任期が11月30日で終了し、新たに12月1日で委嘱することになります。その関係で、第2回の専門分科会は通常であれば11月に開催するところ、平成22年度は9月頃に開催し、一斉改選に向けて進めていきたいと考えています。

(委員長)

ありがとうございました。各専門分科会で1年間にわたって大変熱心に審議をいただいた結果が様々な計画という形で実を結んでおります。短時間での報告は専門分科会でお世話になった委員の皆様方には失礼とは思いますが、全体委員会として、このような活動状況があり、計画策定がなされたということをご理解いただくためにご報告をいただきました。

以上で、本日予定しておりました報告が終わりましたが、本日の報告内容について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(委員)

社会保障審議会の全体として重要なことを申し上げたいと思います。専門分科会の報告につきましてはこの通りだと思いますが、社会保障審議会としての福祉全般の議論を行うにあたり、補足資料が3点必要だと思います。まず、尼崎市の総合基本計画との関連を見ないと全体の方向性として出てこないで、社会保障審議会の提供資料として総合基本計画の資料が必要だと思います。次に、生活保護受給者の動向も福祉にとって非常に重要な問題で、高齢者・障害者にも関わってくるので避けて通れない問題であると思います。最後に、財政状況についての報告もあってしかるべきだと思います。この3点をお願いしたいと思います。

それと、気になるのが、障害者の計画のなかで、権利擁護・成年後見制度は非常に有名なこと

ですが、日常生活自立支援事業という高齢者だけでなく障害者に対してもそのようなことをすべきだということがありますので、そういった議論も行っていただいたほうがよいのではないかという感想をもっております。

(委員長)

ありがとうございました。大変重要な指摘をいただいております。やはり、全体会のなかで全体状況を把握するためにも、今おっしゃっていただいた資料等の説明やバックグラウンド、特定分野に関する言及も必要であろうということですので、検討させていただきます。

(委員)

かつて社会保障審議会は尼崎市の諮問機関で最も権威のある機関でして、尼崎市の福祉の指針になるということで大変意義のある審議会でありました。そのような審議会であるべきだという立場から、意見を申し上げたいと思います。

例えば、地域福祉専門分科会の報告を聞きますと、まだ計画がまとまっていないということですが、前期計画のモデル地区・モデル事業での教訓を生かしておらず次期計画の方向性が見えていないというお粗末な状況については大変遺憾に思っています。この原因について事務局より説明がありましたが、原因についても社会保障審議会から指摘をしていく必要があるのではないかと思います。というのは、この10年ほど尼崎市の福祉が大きく後退をしていますが、行政の責務が不明確になってきていることがその大きな原因だと私は思っています。この地域福祉計画が実践できない主たる原因は、財政を理由にして福祉活動が停滞・後退していることに対して社会保障審議会として財政問題も絡めた福祉制度のあり方について積極的に提言を行っていかないと尼崎市民が不幸になると実感しています。

地域福祉計画の基本計画はよかったのですが、各論となると進展していないのは、行政の責務の放棄という部分、不明確さが大きな原因であると思います。それは次世代育成支援対策推進行動計画にもしかりで、ひどい内容です。目標値が、ニーズ調査や国の基準よりもはるかに少ない。国の最低基準等と計画との乖離の原因はどこにあるのかということについて厳密な審査をすべきだと思います。事業の進捗状況・点検よりも、発想を提供していくのが社会保障審議会の本来の役割だと思っています。そういう意味での権威を取り戻し、本来の社会保障審議会あり方も含めて意見を申し上げたいと思います。

(委員)

次世代育成支援対策推進行動計画にある、子育て支援の拠点や居場所のネットワーク化で描かれているセンター機能・コーディネート役はどこの部署が担当される予定なのか教えていただけますか。

(事務局)

就学前・就学後のどちらも含めたセンター機能をイメージしており、この5年間でこうしたセンター機能を持った拠点の整備を進めていこうとしており、現段階では具体的にどこの所管が担当するかは定めておりません。

(委員)

そこが明確ではないと感じ、気になったのでこの質問をしました。今、児童虐待が増えており、予防が大事になってきています。尼崎市は要保護児童対策地域協議会が頑張っておられるので大きな事

故は起こっていませんが、予防的な事業というのも非常に大事になってきますので、子育て支援においてもどのような形で拠点を作っていくのかということは緊急に考えていただくべきものだと思います。その際に、是非お願いしたいのは、実際に取り組みられている要保護の方での調整機関の役割を担っている部署は、非常に大事な役割を担っていただいています。センター機能を持たせる部署は、この部署と違う部署にし、仕事が重なって機能低下することのないように配慮をしていただければ、やりやすい体制になると思いますし、新しい改革として是非取り組んでいただきたいと願っております。

(委員長)

ありがとうございました。いくつかの図がイメージ図という書き方をしていますので、このような機能が必要だという提言ではありますが、これらを具体的にどのように展開していくのかという今後の進行管理に関わるご意見でした。

本日は、児童専門分科会も含めて会長・副会長が欠席されておられますが、障害福祉等専門分科会の副会長を務めておられる松岡委員のご意見をお聞かせいただけますか。

(委員)

内容についての異論はありませんが、この計画の中に十分に盛り込めなかったことがあります。例えば、尼崎養護学校の移転問題はメンバーの方から移転をして欲しいというかなり強い要望があがってきましたが、財政的な問題や移転ということを計画に盛り込むことは難しいだろうということでご了解をいただきました。委員長が社会保障審議会全体会は共通認識を得る場であるとおっしゃったので、このような声があるということをご承知いただけたらと思います。

(委員長)

ありがとうございました。委員をはじめ皆様からもご意見がありましたが、全体として議論する場を設ける必要があると思います。市の福祉行政全般にわたること、かつ財政的な裏付けの話、300億円が使われている生活保護、それと介護保険、使える予算がかなり限られてきていますが、そのなかで選択と集中を進めるのか、あるいはそういう制約のなかでどのようにお金を作り出すのか、それができないならどのような形で市民の意思決定と参画を進めるのかという、深い議論が必要になると思います。また、委員もおっしゃった部分ですが、このような時代情勢のなかで行政責任をどのように位置づけるのか、行政の公的責任・市民の権利保障等の問題は根本的な問題でもあり、財政状況も絡めて大所高所からこの審議会で一度議論するという方向もあると思います。審議会も細分化され、また国が枠組みを決めて下りてきていることからある種専門分化した反面、総合的に検討するという審議会としての機能がどの自治体においても損なわれがちになってきています。そのようななかで、審議会としてのポリシーをどのように追求していくのかも含めて、今後も皆様からご意見を頂戴していきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

以上